No. 109
【平成 26 年 7 月 1 日発行】
毎月 1 日と 15 日に発行します。

川俣町災害対策本部からのお知らせ

H26.7.1
No.109

県民健康調査「甲状腺検査」及び「3年間にわたるガラスバッジによる放射線量測定」結果説明会の開催について

川俣町では、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線から子どもの命と健康を守るため、各種施策を行い児童・生徒等の健康管理に努めております。

「甲状腺検査結果」及び「3 年間にわたるガラスバッジによる放射線量測定結果概要」について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

1. 日 時　平成２６年７月６日（日）午前９時４５分～１２時００分
2. 場 所　川俣町中央公民館３階　第２・３研修室

第１部　甲状腺検査結果説明　（午前９時４５分～１１時００分）

「甲状腺検査の内容と結果について」

講師：東海大学医学部専門診療学系画像診断学　教授　橋本　順　先生

福島県主体の児童・生徒等の「甲状腺検査」は、平成２６年４月２２日から２回目が実施され、結果につきましては、お手元に送付されていることと思います。
この検査の内容、検査結果の見方、甲状腺と甲状腺がんに関する医学的特徴などについて、医師がわかりやすく説明いたします。

第２部　ガラスバッジによる放射線量測定結果説明（午前１１時００分～１２時００分）

「3 年間に渡るガラスバッジによる放射線量測定結果の概要について」

講師：近畿大学原子力研究所　教授　山西　弘城　先生
近畿大学高度先端総合医療センター　教授　細野　眞　先生

近畿大学の支援を受けて平成 23 年６月に開始したガラスバッジによる放射線量測定は、約３年間継続されました。11 回にわたる測定で子供たち一人ひとりの線量を把握し、それを安心につなげることができました。近畿大学の支援を受けての測定は、今年３月で終了しましたが、関係されたみなさまのご支援、ご尽力に感謝するとともに、この測定で明らかになったことを確認したいと思います。

【問い合わせ】　甲状腺検査：川俣町保健センター　電話 565-2279
ガラスバッジ放射線量測定：川俣町教育委員会こども教育課学校教育係　電話 566-2111

「内部被ばく検査」を実施しています。

7 月の指定地区は福沢地区です

【予　約　先】済生会春日診療所（予約専用電話）566-2673
【問い合わせ】川俣町保健センター　電話 565-2279

郵送されている、ご案内（ハガキ）をご確認ください。

福島県弁護士会による原子力損害賠償の無料相談会

川俣町主催

日　時：平成２６年７月１９日（土）　13 時 00 分～18 時 00 分
場　所：川俣町保健センター多目的ホール
対象者：山木屋地区の方、自主避難の方、原子力損害賠償等で相談したい方等
相談料：無料

☎事前予約制：前日まで電話等で予約をしてください。
（予約の状況で受付できない場合もあります。）

※　個別相談は１回 60 分以内、継続相談も無料です。
（事前予約）受付時間　平日８時３０分～17 時 00 分

川俣町　就職相談会

県内の事業所に就職を希望する方を対象に、福島就職支援センターの相談員（キャリアカウンセラー）による就職相談会を開催します。

日　時：平成 26 年７月 24 日（木）　10 時 30 分～15 時 30 分
場　所：川俣町中央公民館１階第１展示研修室
対象者：町内に居住する方（震災などの影響により町内に避難されている方も対象）
内　容：個別の就職相談、職業紹介、応募書類作成　など
（お話を伺い、希望・条件に合った仕事を探します）
相談料：無料（事前申込みは不要ですが、予約もできます）

問い合わせ
申込み窓口 ｝ 原子力災害対策課 住民支援係
電話 566-2111 内線 1702・1703

「就職相談会」開催のお知らせ

開催日時　７月７日（月）
14 時 00 分～16 時 00 分(受付 13 時 30 分～)
開催場所　A･O･Z　アオウゼ（大活動室３）
ダイユーエイト MAX4 階
参加企業　川俣町に所在する 10 社程度（予定）
※下記ホームページに参加企業を掲載
（福島広域雇用促進支援協議会ホームページ　http://fkkoyou.net/）

※お車でお越しの方はダイユーエイト MAX 駐車場をご利用いただけます。(２時間無料)

【記事に対するお問い合わせ】産業課　商工交流係　電話 566-2111 内線 1505
主催：福島県広域雇用促進支援協議会　電話 024-524-2121　FAX024-524-2125

災害弔慰金・被災者見舞金・災害障害見舞金について

平成 23 年３月 11 日「東日本大震災」発生当時、川俣町に住所を有し、東京電力福島第一原子力発電所における事故により「避難のための移動や避難所生活等」を余儀なくされた方、ご遺族の方へ。

●対象となる方
≪「震災関連死」された方≫のご遺族

災害弔慰金

「避難のための移動や避難所生活等」を原因に死亡（いわゆる「震災関連死」）された方のご遺族。

被災者見舞金

審査の結果、災害弔慰金が不支給となった遺族の方には、川俣町災害見舞金支給要綱に基づき「被災者見舞金」が支給されます。

災害障害見舞金

●対象となる方
≪震災等が原因で障害を負った方≫

「避難のための移動や避難所生活等」を原因に精神又は身体に著しい障害（両眼失明、精神障害による要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など）を有することになった方。

※　書類提出後《川俣町災害弔慰金支給審査委員会》による審査があります。
※　審査には時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

◆　ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問い合わせ
書類提出先 ｝ 総務課 消防交通係　電話 566-2111 内線 1104

今年２月の大雪による被害も対象になりました

宅地関連災害復旧事業

1 対象となる災害

対象災害	⑴東日本大震災による被害 ⑵平成24年４月４日発生の暴風による被害 ⑶平成26年２月の大雪のよる被害 ※⑴と⑵及び⑶とも、それぞれ別箇に申請できます。

2 対象要件及び対象者

対象要件	○ 住宅、蔵、物置、車庫（カーポートも含む）等の建物 ○ 現に住んでいる住宅(外便所、外風呂を含む)が建っている敷地 ※1 建物の修繕の場合は、り災証明書の添付が必要になります。 ※2 建物には、門扉、ブロック塀、フェンス等の構造物は含みません。 ※3 貸し物件や店舗は、建物であっても対象となりません。 ◆記載以外、該当要件がいくつかありますので、下記までお問い合わせください。
対 象 者	○ 東日本大震災については、平成23年３月11日（地震発生時）に川俣町に住所を有し居住していた方。 ○ 平成24年４月４日発生の暴風については、同年４月４日に川俣町に住所を有し居住していた方。 ○ 平成26年２月の大雪による被害については、同年２月８日に川俣町に住所を有していた方。

3 補助金の対象、補助率及び補助金額

補助対象経費	１の災害により、２の「対象要件」の修繕に要した工事費、または資材費、重機借上費、人夫費で合計額が２万円以上
補 助 率 及び 補助金額	◆補 助 率　上記補助対象経費の合計額の２分の１ ◆補助金額　下限額１万円　上限額20万円

4 申請期限

申請締切	平成27年３月31日㈫まで ※ 期日までに修繕が完了し、修繕費用の支払いが済んでいること。

5 ご用意いただくもの

●修繕前と修繕後のお写真　●修繕費用の請求書[※1]（見積書）・領収書[※2]　●通帳[※3]　●認印

- ■ 申請者は世帯主となります。
- ■ ※1、※2は世帯主宛、※3は世帯主名義となります。
- ■ 通帳の写しをご持参の場合、振り込み先〈金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(フリガナ)まで〉の確認のできるものをご用意ください。

6 補助の対象とならないもの

（1）	東日本大震災、平成24年４月４日の暴風、平成26年２月の大雪による被害でないもの
（2）	住んでいない住宅の敷地
（3）	町税等の滞納がある場合
（4）	貸し物件(貸家、アパート等)、店舗(店舗兼住宅については店舗部分は対象外)

井戸災害復旧事業

○ 東日本大震災による被害
○ 井戸ポンプの損傷・井がわの補修・水枯れによる新たな井戸のさく井等、水源の確保にかかった費用
※ 町の水道への移設工事は、補助の対象とはなりません。
○「補助率」「補助金額」「申請期限」及び「ご用意いただくもの」は、宅地関連災害復旧事業と同じ（上記３～５）です。

【補　足】
申請は、各補助事業「宅地及び建物」・「暴風」・「大雪」・「井戸」とも、それぞれ一度のみになりますが、同じ事業内で補助金額が上限額の20万円に満たない場合は、差額分の追加申請が可能です。

※ 詳細については下記までお問い合わせください。
【問い合わせ】総務課 消防交通係　電話566-2111 内線1104

放射性物質検査結果

町の上水道、簡易水道（飯坂地区）の放射性物質検査を週１回(火)に行っていますが、放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されていません。

※ 放射性セシウムの新基準値(平成 24 年４月１日より)
● 飲料水：10 ベクレル/キログラム

【問い合わせ】建設水道課 水道室　電話 566-2111 内線 1604・1605

採水日	6/17	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
上水道	※検出せず	※検出せず
簡易水道	※検出せず	※検出せず

【検査機関】福島県衛生研究所
【検出限界値】１ベクレル/キログラム
※「検出せず」とは、測定結果が検出下限値を下回ったことを示しています。

【町内73箇所】モニタリングポスト放射線量測定結果表

No	地区	月日 測定地点　高さ　１m	測定月日 ６・２０
1	川俣	川俣幼稚園（50cm）	0.14
2	川俣	川俣すみよし保育園（50cm）	0.11
3	川俣	川俣小学校（50cm）	0.12
4	川俣	川俣南小学校（50cm）	0.15
5	川俣	川俣南幼稚園（50cm）	0.16
6	川俣	川俣中学校	0.12
7	川俣	川俣町中央公民館	0.18
8	川俣	川俣町役場	0.18
9	川俣	川俣わいわいクラブ（50cm）	0.15
10	川俣	川俣大作児童遊園（50cm）	0.34
11	川俣	川俣町中央公園	0.26
12	川俣	川俣壁沢団地(50cm)	0.31
13	川俣	川俣七窪団地(50cm)	0.18
14	川俣	川俣賤ノ田団地(50cm)	0.15
15	富田	鶴沢 富田小学校（50cm）	0.11
16	富田	鶴沢 富田幼稚園（50cm）	0.14
17	富田	鶴沢公民館	0.19
18	富田	鶴沢道の駅川俣	0.20
19	富田	川俣ふもと川団地(50cm)	0.28
20	富田	小神公民館	0.17
21	富田	川俣町体育館	0.20
22	富田	東福沢 農村広場	0.22
23	富田	西福沢 福沢公民館	0.30
24	富田	西福沢 川俣町美術館	0.14
25	富田	福沢栗和田コミュニティーセンター	0.19
26	富田	福沢西方コミュニティーセンター	0.31
27	福田	羽田 福田小学校(50cm)	0.14
28	福田	羽田 福田幼稚園（50cm）	0.17
29	福田	羽田 福田公民館	0.11
30	福田	秋山集会所	0.22
31	福田	秋山駒ザクラ休憩所	0.27
32	福田	秋山板橋(霊山町境界)	0.48
33	小島	小島公民館	0.11
34	小島	小島下ノ町集会所	0.32
35	小島	小島水境山(月舘町境界)	0.71
36	小島	小島田代コミュニティーセンター	0.21
37	小島	小島小ヶ坂集会所	0.28
38	飯坂	飯坂小学校（50cm）	0.16
39	飯坂	飯坂 川俣高校	0.12
40	飯坂	飯坂 峠の森自然公園	0.16
41	飯坂	飯坂 やまゆり保育所(50cm)	0.13
42	飯坂	飯坂水境(飯舘村境界)	0.56
43	飯坂	飯坂入組集会所	0.30
44	飯坂	川俣中道団地(50cm)	0.14
45	大綱木	大綱木公民館	0.16
46	大綱木	大綱木境木トンネル前	0.35
47	大綱木	大綱木下組集会所	0.29
48	小綱木	小綱木公民館	0.19
49	小綱木	小綱木仲田多目的集会所	0.15
50	小綱木	小綱木消防コミュニティーセンター	0.22
51	山木屋	山木屋３区 戸草集会所	0.20
52	山木屋	山木屋乙８区コミセン	0.89
53	山木屋	山木屋９区 田代集会所	0.35
54	山木屋	山木屋駐在所	0.48
55	山木屋	山木屋４区コミュニティーセンター	0.24
56	山木屋	山木屋小学校(50cm)	0.31
57	山木屋	山木屋中学校	0.24
58	山木屋	山木屋篭世戸山（国道１１４号沿）	0.50
59	山木屋	山木屋行合道交差点（国道 114 号沿）	1.12
60	山木屋	山木屋水境(浪江町境界)	1.68
61	山木屋	山木屋田代・羽附境(浪江町境界)	0.38
62	山木屋	山木屋下田代(二本松市境界)	0.28
63	山木屋	山木屋大沢山(国道１１４号沿い)	0.86
64	山木屋	山木屋長橋	0.37
65	山木屋	山木屋比曽境(飯舘村境界)	1.26
66	山木屋	山木屋木ノ間山	1.55
67	山木屋	山木屋１区集会所	0.34
68	山木屋	山木屋甲２区集会所	0.49
69	山木屋	山木屋乙２区集会所	0.54
70	山木屋	山木屋５区集会所	1.12
71	山木屋	山木屋７区多目的集会所	0.38
72	山木屋	山木屋甲８区集会所	0.30
73	山木屋	JA 新ふくしま山木屋支店	0.44

※川俣町ホームページでは、10分毎の測定値が確認できます。

【記事に関する問い合わせ】原子力災害対策課 住民支援係　電話 566-2111 内線 1702・1703

「空間線量計」の貸出について

町では、ハンディタイプの空間線量計の貸し出しを行っています。貸し出しの際は、簡単な取扱説明書も一緒にお貸ししますので、お気軽にお申し込みください。

<貸出方法>　**貸出期間は当日を含め８日間となります。**

貸出を希望される方は、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）をご持参のうえ、原子力災害対策課までお越しください。なお、休日等の閉庁日は中央公民館（宿直室）にて、貸出・返却業務を行っています。（時間８時 30 分～17 時 15 分）

※ 線量計の数に限りがありますので、全台貸出中の際は改めてお越しいただくこともあります。ご了承ください。

※ 各地区公民館の機器貸出については、各公民館にお問い合わせください。

【問い合わせ】原子力災害対策課　除染対策係　電話 566 -2111　内線 1705